

(開催要領)

1. 開催日時：2019 年 2 月 13 日（水）17:15～18:15
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席者：

安倍 晋三	内閣総理大臣
麻生 太郎	副総理、財務大臣 兼 内閣府特命担当大臣（金融）
茂木 敏充	経済再生担当 兼 全世代型社会保障改革担当 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
菅 義偉	内閣官房長官
世耕 弘成	経済産業大臣
石田 真敏	総務大臣
柴山 昌彦	文部科学大臣
片山 さつき	内閣府特命担当大臣（規制改革）
平井 卓也	情報通信技術(IT)政策担当 兼 内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
杉本 和行	公正取引委員会委員長
金丸 恭文	フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長 グループ CEO
五神 真	東京大学 総長
櫻田 謙悟	SOMPOホールディングス株式会社 グループCEO代表取締役社長 社長執行役員
志賀 俊之	株式会社INCJ 代表取締役会長、 日産自動車株式会社 取締役
竹中 平蔵	東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
中西 宏明	一般社団法人日本経済団体連合会会長、 株式会社日立製作所取締役会長 執行役
小林 喜光	経済同友会 代表幹事
翁 百合	株式会社日本総合研究所 理事長
三村 明夫	日本商工会議所 会頭

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) デジタル市場のルール整備
 - (2) フィンテック／金融分野
3. 閉会

(配布資料)

- デジタル市場のルール整備に関する参考資料
- デジタル市場のルール整備についての検討項目
- フィンテック／金融分野に関する参考資料

- 小林会長提出資料
 - 櫻田議員提出資料
 - 公正取引委員会委員長提出資料
 - 経済産業大臣提出資料
 - 金融担当大臣提出資料
-

○茂木経済再生担当大臣

ただいまから「未来投資会議」、開催いたします。

本日は、Society5.0に関連して、最初に「デジタル市場のルール整備」について御議論いただきます。その後「フィンテック／金融分野」について御議論いただきたいと思っております。

それでは、まず最初のテーマ「デジタル市場のルール整備」について、参考資料がお手元にあると思っております。それから、第4次産業革命関連の構造改革徹底推進会合で取りまとめていただきました検討項目につきまして、事務方から簡単に説明させていただきます。

○新原代理補

資料1の1ページをごらんください。

世界で流通するデータ量は指数関数的に増加しています。

2ページです。

デジタルプラットフォーム企業はメールや検索、電子商取引といったデジタル領域から、実店舗での小売やスマートホーム、自動運転といった実務的領域に拡大しています。

3ページです。

世界の時価総額トップ10の企業を見ると、10年前にはプラットフォーム企業は1社も入っておりませんが、現在は6社入っており、時価総額は419兆円になります。

4ページです。

アンケート結果です。1番のグラフでございます。プラットフォーム企業は中小企業や個人に新規顧客の開拓、売上金の回収コスト軽減、制作・販売ツールの利用といったメリットをもたらします。他方で、2のグラフのように個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、検索結果が恣意的である、一旦契約を切りきかえることが困難といった問題点が挙がっています。

5ページです。

EUでは、米国のプラットフォーム企業に対する競争法上の事件が起きています。Amazonより有利な条件で契約する際はAmazonに対しても同じ条件の契約を求めたことについて、EUの競争当局が調査を行い、Amazon側がその条項を使用しないことを当局に確約しました。また、Googleが自ら提供するショッピングサービスを検索結果において優先表示させることについて、EUの競争当局が3000億円超の制裁金を賦課しました。

6ページです。

本会議の下部会合である構造改革徹底推進会合において幾つか検討項目が取りま

とめられています。第1に、企業結合審査。いわゆる合併や買収の審査の場合に、売り上げなどの市場シェアが小さくてもデータの独占により競争阻害が生じるおそれがあり、ガイドライン、または法制整備の必要性が提起されました。

例はSNS企業のFacebookが同じSNS企業のWhatsAppの買収提案を行った際、EUの競争当局は、データの統合は困難であるとの説明を信じ、買収を容認しましたが、その後、データ統合が実行され、分離は困難なので制裁金を課すことで終わったという事案です。

7ページです。

第2に、プラットフォーム企業と利用者間の取引において契約条件の一方的押しつけが生じるおそれです。取引慣行の透明性・公正性確保のための法制またはガイドラインの整備の必要性が提起されています。この際、ルール整備がイノベーションを阻害することのないよう、留意する必要があります。EUでは、透明性・公正性確保法案が2020年にも施行される見込みです。

8ページです。

第3に、内閣官房にデジタル市場の競争政策の立案・調整を行う専門組織の設置の必要性が提起されています。EUではオンラインプラットフォーム委員会が設立されています。

別途お配りしております資料2は、ただいま御紹介をした構造改革徹底推進会合で取りまとめられた検討項目の文書でございます。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

きょう、この会議に公正取引委員会の杉本委員長にも御出席いただいております。

○杉本公正取引委員会委員長

ありがとうございます。

デジタルプラットフォーマーに関するルール整備につきまして、競争政策を担う立場から、考えの一端を述べさせていただきたいと思っております。

まず申し上げたいのは、我が国経済の成長の鍵を握るのはイノベーションだということでございます。我が国の成熟化した経済のもとでは、イノベーションが非常に重要な要素になっていると思っております。したがって、競争政策に課せられた現在の一番重要な役割は、競争を阻害するような行為を防止してイノベーションを促進させるような競争環境を整備することだと思っております。

こうした観点からプラットフォーマーについて申し上げますと、プラットフォーマーは中小企業やスタートアップ企業への市場のアクセスの改善の可能性を高めたり、消費者に多数の商品・サービスの選択を可能にする、消費者に非常に重要な情報・サービスを提供するということで、利用者の利便を向上させる存在となっていることは指摘できると思っております。このこと自体、イノベーションの賜物ということでございまして、いわゆるDisruptive Technologyとも言われるゆえんだと思っております。

一方で、プラットフォーマーはネットワーク効果や限界コストの低さによりまして、集中、独占につながりやすいという特徴がございます。Winner Takes Allとい

うことだと思っております。集中、それ自体が問題ということではございませんが、こういうように独占、寡占化することで支配的地位になり、こういった支配的地位にあるプラットフォーマーがその地位を濫用することになれば、今度は逆にイノベーションを阻害しかねないということになるため、これをしっかり抑止していくというのが私たちの役目だと思っております。

公正取引委員会は1月からプラットフォーマーの取引実態の調査に着手したところでございます。この調査を通じてプラットフォーマーの取引条件等を明らかにするとともに、競争政策上の考え方を明らかにしていきたいと考えております。

具体的にも、独占禁止法上、問題となるプラットフォーマーの行為について調査、対応を今までもしてきておりまして、例えばアマゾンジャパン、アマゾン・インターナショナル・インクが定めておりましたアマゾンショッピングとか電子書籍に关します同等性条項につきまして調査を開始しまして、アマゾンからは自発的に改善措置をとるといふ申し出を受けているということもございませう。

プラットフォーマーの台頭に伴って生じる独占禁止法上の運用にかかわる論点についても、今後ともしっかりと検討してまいりたいと考えております。ただ、競争環境の整備という観点では、企業間のイコールフットイングを確保して参入障壁を下げるといふ観点から、データの移転、開放を促進していくことが重要であると考えます。こうしたことは全省庁的にといひますか、省庁横断的に具体的な制度的枠組みを検討していただく必要があるのだと考えておるところでございます。

イノベーションの阻害にはならないように注意しながら、デジタル市場の透明性・公正性の確保のためのルールを整備していくことは競争環境の整備という観点からも重要でございまして、引き続き経済産業省、総務省とも連携して検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

それでは、続いて、資料2の検討項目、今、簡単に事務方のほうからも説明をさしあげましたが、この取りまとめをしていただきました竹中会長から御発言をお願いいたします。

○竹中議員

ありがとうございます。

資料2に構造改革徹底推進会合での取りまとめ、皆さんの意見を取りまとめたものを置いておりますけれども、内閣官房にデジタル市場の競争状況の評価等を行う専門組織を設置することが必要ではないかというのが実は民間議員の意見でございます。我々、公正取引委員会、大変重要な役割を果たしているというように思っておりますし、その行動には大変敬意を表しております。

しかし、それにしても、今、世界では尋常ならざることが行っているというように思うわけです。第4次産業革命のもとでのビッグデータの話、だからこそ、安倍総理もダボスにおきまして、そのデータ流通に関して大変重要な格調高いスピーチを行われたわけでございませう。

プラットフォーマー、例えばカフェに行って私がSNSにつなげて、そこで何かやろ

うとすると、SNSはそのままで私がどこにいて、多分これは例えば家族といえるのだろうとか、1人でいるのだろう、それに合わせて非常に高度ないわゆるアドテクを使っているいろいろな情報を送ってくるわけです。このアドテクのアルゴリズムというのは大変高度であるというように聞いています。

そのときに、いわゆる支配的地位を濫用して何か行われているかどうかを判断するのは大変技術的に難しく、相当なやはり専門家を投入する必要があると思います。それに技術は日進月歩でありますので、1回やってみてだめだったらまた別のことという、その意味では非常にアジャイルなルールづくりというのにも必要になってくると思うのです。だからこそ、このEUもプラットフォームの経済監視委員会というのを去年の10月に設置しているわけで、そういうことを参考にしながら、やはり内閣官房に専門組織を設置して、この新しい状況に備えて日本がその世界の新しいルールづくりをするぐらいの、まさにこれは安倍総理がダボスで言われたことでありますけれども、そういうことが必要な段階ではないかなと考えます。これは民間議員の意見でございますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

それでは、続いて、民間議員の方々からの御発言をいただきたいと思いますが、まずテレビ会議で御出席をいただいております。中西議員、お願いいたします。

○中西議員

ありがとうございます。

このテーマはSociety5.0を実現していく上で非常に重要なテーマでございますし、また、デジタルトランスフォーメーションを進めていきますと産業構造が実質的にどんどん変わっていくということは、これも真正面から受けとめなければいけない課題だと思っておりますので、そういう観点から3点申し上げたいと思います。

第1点は、竹中議員がもう既に言われておりますけれども、世界の動きは大変速い。したがって、これに対して十分連携をとるような組織立った動きが必要だということが第1点。

2番目は、そういうことを進めていく上でも、日本の国内のルール、手法をしっかり確立していく。そういう意味では、これもまた発言がございましたけれども、省庁横断的な取組がぜひとも必要だと思ひまして、経団連は昨年5月にデジタル省をつくったらどうかという提案もさせていただいたところでございますが、その組織云々は別にして、とにかくそういうことを進めていただきたいという、迅速に進めていきたいということでございます。

3点目は、こういうことが一番最初に出てくるのはフィンテックの分野であろうと思ひまして、最近、経団連にはこういうネットビジネスを開拓している新規の会員企業が増えてございまして、そこから痛烈な要請が来ているという状況でございますので、ぜひこれを加速していただきたいというように思ひます。

ありがとうございました。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。フィンテックについては2番目のテーマで議論したいと思いますが、省庁横断的な対応が必要だということは恐らく共通してくるのではないかなと思います。

続いて、金丸議員、お願いいたします。

○金丸議員

ありがとうございます。

私は、従前から、この会議におきまして、リアル経済圏に加えてデータやアイデアが飛び交うサイバー経済圏が重要性を増していること、それにもかかわらず、我が国のサイバー経済圏における存在感は小さいと言わざるを得ないということをおし上げてまいりました。

物凄い勢いで進展する技術革新の中では、本来、誰でもひらめきやアイデア次第でゲームチェンジや大逆転を引き起こすことも可能な時代です。今回の議論におきましては、GAFIAに対抗可能な若者や日本企業の台頭への期待も込め、イノベーションを阻害しない健全な競争政策であることを意識する必要があります。

一方で、プラットフォーマーが提供する無料配達サービスの物流業者や配達員への負荷やプライバシー保護などの社会的課題と利便性向上とのバランスをどう考えるか。また、プラットフォーマー同士の熾烈なバーゲン合戦への協力依頼も加盟企業の業績予見性に影響を及ぼしていることなど、ウイン・ウインの関係構築への公正な取引ルールは極めて重要です。合併審査のあり方なども含めて、こうした問題への対応するためのルールを検討するに際しては、対症療法的に対応するのではなく、将来の日本のあり方をにらんで新たな立法も視野に入れた抜本的な検討がなされるべきです。

法律を執行するのは、この会議に出席しているような方ではなく、現場の事務職員です。本質的かつ抜本的な検討を行い、特にデジタルビジネスに関しては明確なルールをつくらないと現場の運営に負荷がかかるだけです。

なお、議論の大前提は、世界でできることは最低限、全てできるようにする規制改革が必要です。私が取り組んだ規制改革のどの分野も戦後間もなくつくった制度の改革ばかりでした。当時は想定しなかった全てがデジタルでつながる情報社会に縦割り構造の業法が合わないのは明らかです。将来、取り返しのつかないことになる前に、新しい法制度やルールをタイムリーにスピーディーに検討すべきだと思います。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

続いて、三村会長、お願いいたします。

○三村会長

主に中小企業の立場から、デジタル市場のルール整備について申し上げたいと思います。

人手不足がますます深刻化して、デジタル技術を駆使した中小企業の生産性向上が極めて急がれている中で、中小事業者がインターネット上のショッピングサイトを活用することは、安価で効率的な販路開拓による生産性向上を実現するための、極めて有力な手段のひとつとなっております。また、消費者にとっても、私自身も含めて、極めて利便性の高いサービスであると認識いたしております。

しかし、一方では、御指摘があるように、一部のプラットフォーマーから、規約の一方的変更などの不利な取引条件を強いられる、あるいは、利用料、手数料の見直し交渉に応じてもらえない、プラットフォーマーを通じて販売した先の顧客に関する情報開示を求めても一切応じてもらえないなど、取引における力関係を背景として、事業者が非常に厳しい契約環境に置かれているのも、またひとつの事実であります。

デジタルプラットフォームが、中小企業にとっても消費者にとっても極めて利用価値の高い仕組みであるだけに、その健全な発展を期待したいと思っています。しかしながら、ほとんど規範のない現在のような仕組みのままでは、今後、加速度的に進むデジタル社会において、適正な競争が阻害されるリスクが大きいと考えております。

したがって、第一に、デジタル市場における取引実態とその問題点について、広く調査していただくこと、第二に、デジタル市場の競争状況を的確に評価できる専門組織の設置、第三に、プラットフォーム企業とそれを利用する事業者との取引の透明性・公平性を確保するためのルール整備、以上の三点をぜひとも実現していただきたいと思っております。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

それでは、志賀議員、お願いいたします。

○志賀議員

ありがとうございます。

消費者のニーズがモノからコトに変化し、消費構造が所有から共有、シェアやサービスに変化していく中で、自動車産業にもMaaS（Mobility as a Service）と言われる流れが現実になりつつあります。MaaSは移動にかかわるさまざまなサービス、マルチモーダル、カーシェア、配車サービス、ロボットタクシーなどを提供するプラットフォーマーによって運営され、顧客とサービスをデータでつなぎ、サービスを通じてさらにリアルデータを蓄積し、技術の寡占化を進めていくこととなります。

一方、これまで産業を牽引してきた自動車メーカーは、自らがプラットフォーマーに転換できなければ、プラットフォーマーに車を提供する下請となり、収益もプラットフォーマーに支配されることとなります。こうしたMaaSのメガプラットフォーマーが世界を席卷すれば、日本の自動車産業に大きな影響が出てきます。今、まさにCASEと呼ばれる100年に一度の大変革の中でも、自動化や電動化以上に自動車産業の危機にあるのがこのビジネスモデルの転換だと私は考えます。

自動車メーカーも危機におびえているだけでなく、さまざまな活動を行っています。自らがMaaSのプラットフォームになるべく、自社でのカーシェアサービス、サ

ブスクリプション、定額サービス、国内、海外の配車サービス会社への資本参加、顧客データを有する通信会社、IT系、ソフトウェア企業との提携、マルチモーダルサービスの実証実験などです。

ただし、MaaSはプラットフォームが有するデータ量が雌雄を決することになります。グローバルに巨大なデータ量を有するGAFAのMaaS進出は大きな脅威となります。データ寡占化は自動車メーカーのMaaS参入の障壁となり、自由競争の阻害、顧客の保護の観点からも望ましいことではありません。自動車メーカーが行うMaaSは自動車会社ならではの安心で安全なサービスを提供することが可能で、デジタルプラットフォームと自動車メーカープラットフォームの健全な競争は顧客にとっても新たな価値を提供することになると考えます。MaaSの可能性と利便性を損なわない範囲でメガプラットフォームに対する何らかのルール整備が必要と考えます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

それでは、五神議員、お願いいたします。

○五神議員

先月のダボス会議では、今後の物質的な物が飽和する中での経済成長において、インクルーシブネスの追求が非常に重要で、その鍵はデータ活用となるとの認識が広がっていました。その際のデータ活用のルールについて多くの議論があったと思います。

典型的なものとして、マイクロソフトのナデラCEOは、データ保護は人権であって、適切な規制が大前提との立場を示されました。一方、Alibabaのジャック・マー会長は、デジタル技術はまだ発展途上であり、規制先行は望ましくないという立場を鮮明にされていました。

規制が先か、普及が先か、大きく議論が2つに分かれる中で、安倍総理がData Free Flow with Trustの原則で世界をリードすると宣言され、私も現地にいましたが、世界から大変歓迎されていました。今年、大阪で開かれるG20で日本がルールづくりを先導することは、日本にとって大きなチャンスであることは間違いのないと思います。

Society5.0では知識集約型になって、価値の源泉はデータとなるわけですが、そのデータ流通におけるトラスト、信頼とは、まさにSociety5.0におけるガバナンスの議論そのものだとして理解しています。知識集約型産業におけるバリューチェーンと日本が持つ産業リソースを見定めて、ルール面で日本が世界に貢献するとともに、日本の国土や日本の企業にお金が落ち、稼げるような戦略を早急に具体化すべきと感じます。

本日、御提案のあった新組織、専門組織については、準備委員会でも準備室でも構わないので早急に立ち上げてルールと戦略の策定を急ぐべきだと思っています。大学もこの戦略に貢献できます。全国の大学はクローズな大容量情報ネットワーク、SINETでつながっています。これは高度なバーチャルプライベートネットワークを高度化したようなもので、信頼に基づくデータ流通を実装できる産業インフラとなるわけです。大学には知の蓄積と人材もありますので、知識集約型産業を支えるインフラが既にそろっていると言えます。

今、大学が集中すべきミッションは、このパラダイムシフトを先導することです。

大学も存分に活用して、若者を刺激しながら未来社会のビジネスを開発する場とすることで、日本列島をイノベーションを生む最適地にできる大きなチャンスが来ていると、私はポジティブに捉えています。ただし、このチャンスを活かすためにもスピードアップは重要です。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

民間議員の皆さんからさまざまな御意見をいただきましたが、データの流通量が大幅に拡大をしてデータが価値の源泉になる中で、デジタルプラットフォームは有益である。しかし、デジタルプラットフォームだけが優位に立つことについては問題がある、適正なルールづくり、そして、専門組織の設置も含めて検討を進めたいと思っております。

○世耕経済産業大臣

ダボス会議では、総理から、Data Free Flow with Trustというコンセプトを世界に発信されました。G20では、信頼性が確保された自由なデータ流通の重要性に合意し、第一歩として、WTOでの早期交渉開始を後押しします。

会議でも、デジタルプラットフォーム企業の台頭に伴い、世界に流通するデータの量が急増していることが話題になりました。

デジタルプラットフォーム企業は、中小・小規模事業者やベンチャー、個人にとって新規顧客の開拓機会の獲得などメリットが大きいです。一方で、契約条件の一方的押しつけや過剰なコスト負担など取引慣行上の問題も生じつつあります。

このため、取引の公正性の確保や合併にあたっての独禁法の適用の在り方など、我が国として、早急にルール整備に取り組む必要があります。

この際、在来の競争当局のノウハウだけでは対応に限界があるので、政府内での体制整備を進める必要があります。

このようなプロセスを通じ、官民のデジタルトランスフォーメーションや規制改革を世界に先駆けて進めていくべきです。

○石田総務大臣

総務省としては、昨年12月に策定した「基本原則」に沿って、本日説明のあった「検討項目」について、関係府省と協力して、積極的に検討を進めます。

「デジタル市場の競争評価等を行う専門組織の設置」については、政府一丸となって迅速に取り組めるようIT総合戦略本部と密接に連携することが重要と考えます。

「データの移転・開放の促進」については、個人の指示等に基づき個人データを利活用し、その便益を還元する「情報銀行」の認定に係る指針策定等で得られた知見を生かし、関係府省と連携して取り組んでまいります。

また、総務省では、デジタル市場における「通信の秘密」を含む利用者情報の取扱いの在り方についても検討を行っており、政府全体の議論との調和をとって、取り組んでまいります。

○平井情報通信技術（IT）政策担当 兼 内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

IT政策担当大臣として、昨年の「IT戦略本部」における安倍総理からの御指示に基づき、本年春に、「新しいIT政策大綱」を策定します。

具体的には、「データの安全・安心」と「官民のデジタル化の促進」を2本柱として検討してまいります。

このうち、「官民のデジタル化」は、私が中心となって進めてまいります。まず、通常国会に「デジタル手続法案」を提出します。次に、国・地方の情報システム改革を大胆に進めます。さらに、このシステム改革により節約した支出を、先端技術に振り向ける仕組みを検討します。「IT政策大綱」が、日本がデジタル時代の国際競争に勝ち抜くための「羅針盤」となるよう、全力で取り組みます。

また、Society 5.0の本格実現に向け、「人間中心のAI社会原則」を本年度中に策定し、国際的な議論を主導するとともに、産学官のあらゆるデータを連携させる基盤の整備を進めます。

引き続き、関係閣僚のご協力をお願い申し上げます。

○茂木経済再生担当大臣

これから、本日、2つ目のテーマ「フィンテック／金融分野」について議論したいと思います。

まず、事務方から参考資料につきまして説明をさせます。

○新原代理補

資料3の1ページをごらんください。

現在の金融法制は、銀行、フィンテックサービス業者といった業態別の法規制です。特に決済の分野では新規参入者によるサービス提供の障害となっているとの指摘があります。同じ決済でも銀行の場合には送金制限がありませんが、フィンテックの場合には1回100万以下の制限があります。

2ページです。技術進歩に伴い、銀行以外のフィンテックの事業者の取り扱う送金金額、取り扱い件数は加速度的に増加しています。

1ページ飛ばしまして4ページをごらんください。フィンテック事業者から意見が出ています。青枠をごらんください。横断的な制度の創設、特に資金移動業における送金上限額100万円の緩和です。送金ニーズとしては、中古車販売、不動産のローンや家賃の支払い、留学費用の送金あるいは電子商取引での販売代金の入金といった分野で支障が生じているとの意見です。法改正が必要だという議論がございます。

以上です。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。この2番目のテーマにつきまして、民間議員の方々から御発言をお願いしたいと思います。まず最初に、小林会長、お願いいたします。

○小林会長

フィンテックにつきましても、マネーというデータの流通をつかさどる点においては、Data Free Flow with Trust原則の必要性が共通であり、事業者の自由なイノベーションと、利用者国民の信頼と利便性を両立させる環境整備が鍵となると思

ます。

ダボス会議で安倍総理は海洋プラスチック問題への言及とあわせまして、一步進んだカーボンのリサイクル、光触媒や人工光合成に言及されて、Disruptive Innovationによる気候変動問題の解決を提唱されました。フィンテックは一部ブロックチェーンというイノベーションに依拠していますが、全ての取引履歴を正確に記録して改ざんを許さないという技術は、製品やサービスのライフサイクル全体でCO₂収支、カーボンフットプリントを把握することにも当然応用可能かと思えますし、実際、関連する調査研究に環境省や経産省が着手していると伺っております。企業がこれらの技術を活用しながらTCFD、気候関連財務情報開示タスクフォースなどの先進的な取り組みに積極的に対応し、ひいては日本全体で炭素税や排出権取引など、パリ協定対応に対する実効的な制度設計を進めていくことが、我々に課せられた時代の大きな要請ではなかろうかと思えます。

このように、フィンテックを環境問題や社会的課題も踏まえて幅広く活用していくことも、日本経済に真の成長と持続可能性をもたらすものと考えます。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。次に翁会長、お願いいたします。

○翁会長

金融の形態は、情報技術革新やデータ活用によって、スマホ決済や個人間のPeer to Peerの資金仲介が可能になるなど大きく変化しておりますが、この結果、伝統的金融業が担ってきた機能を新しいフィンテック事業者などが代替する動きが急速に広がっております。このように、担い手がダイナミックに変化する時代には、決済や資金仲介、リスク移転といった金融の本質的な機能に沿って規制を組み直すことが欠かせないと思えます。

留意が必要なのは、同じ機能に同じ規制だと新規参入者に不利に働く可能性がある点でございます。例えば破綻するとシステムリスクを及ぼすような大規模事業者とこれから参入を考える小規模事業者とではリスクが異なります。イノベーション推進の観点からも、機能別、かつリスクに応じた規制を設計する必要があると思っております。

海外諸国でも規制の見直しが進んでおりまして、例えばシンガポールでもテクノロジーの進展で決済分野での業法による分断が時代に合わなくなったという認識のもと、アクティビティーベースの規制の導入が検討されております。その考え方は幅広い決済サービスについて単一のライセンスを事業者が取得すれば、例えばプリペイドカード発行、送金などのアクティビティーのリスクに応じて必要な規制のみを課すことで、事業者が機動的にサービスを展開できるようにしようとするものでございます。

日本でも決済分野については、御紹介があったように送金業の送金上限規制や、また、顧客の望むシームレスな金融サービスの提供が検討課題となっております。やはり機能別リスクベースアプローチで規制を見直すとともに、オープンAPIなどで事業者が多様なビジネスモデル、エコシステムを機動的に展開できるように横断的な規制体系に向けてスピード感を持って検討し、実現する必要があると思っております。

ます。

以上でございます。

○茂木経済再生担当大臣

機能別アクティビティーベースのルール、これからのキーワードになってくると思っております。櫻田議員、お願いいたします。

○櫻田議員

ありがとうございます。

重なるところはできるだけ省きたいのですけれども、金融が提供するサービスというのは当然広いわけですが、このフィンテックという言葉は、私なりにはデジタルテクノロジーによって進化した新しい金融機能、サービスということでフィンテックというように言っているような気がするのですが、誤解があったら申しわけありません。

ただ、一方で、デジタルができることから金融を見るという観点で言えば、フィンテックでなくてもテックフィンでもいいという議論もあります。何を言いたいかというと、ディストラクターたちはむしろ金融の外から入ってくるのでして、金融の立場の人間がどうあるべきかと見ているだけでは顧客利便性とか世界の動きについていけないかもしれない。むしろ金融の外の人たちが金融をどう見ているかということについて、もう少し我々は意識を持たなければいけない、特にビジネスサイドに持たなければいけないなと思っております。

そういう点で、今回はあらゆる金融企業の中で必ず必要となる決済、送金というところについて、まず変えようということでもありますので、これはもちろん賛成であります。この決済に係る法整備というのは欧州やシンガポールでも既に議論が進んでいるようでもありますけれども、我が国のルールメイキングに当たっては、可能な限り特定の技術を意識しない、イノベーションを広くインバイトできるような、テクノロジーニュートラルな法整備をぜひお願いしたいということが1点目。

2点目は、既に何人かの方がおっしゃっていますけれども、垂直型ではなく機能横断的な法整備によって、くどいようですが、私が言うのも変なのですが、金融の外からの人たちから見て使いやすいかどうかという観点をぜひ。

3点目は、スタートアップ企業とかベンチャー企業を一生懸命エンカレッジするということは大事なのですが、実は既存企業との連携によって、より早くよいビジネスができるということがございます。やや手前みそですけれども、手前どもはSNSの一つでありますLINEと提携しまして、掛け金の支払いや保険金の支払いをスマホ一つで済ますようなビジネスモデルをつくり、大変好評をいただいております。このように、既存企業と新興企業が組むことによってできることもある。

また、昨年11月にアフリカのBitPesaと提携しまして、国際送金サービス等を展開していきます。アフリカのように金融インフラが不十分で経済成長の阻害要因になっていることが、つまり、ディアドバンテージ、不利なことが有利に働く時代になってきたということについて、私どもビジネスサイドはもとより、関係各位におかれては、そこにむしろ油断がないようにしっかり目を見張るだけではなく、急いで体系、体制の整備を図っていただきたいと思います。

くどいようですが、フィンテックでもテックフィンでもどちらでもよくて、

言葉に引っ張られないようにしなければいけないなど自戒の念を含めて申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。テクノロジーニュートラルなルールと、ことしのダボスでも大きなテーマになったとお聞きをいたしております。そして、櫻田議員から金融の外からの目だと、よく踏まえてやっていきたいと思っています。

○麻生副総理、財務大臣兼内閣府特命担当大臣（金融）

金融担当大臣に就任以来、「金融育成庁」として、利用者保護等と同時にイノベーションを促進する環境作りに取り組んでおり、その一環として機能別・横断的な法制の検討に取り組んでいます。

まずは、新しいサービスが続々と提供されている一方で、法制は縦割り構造が特に甚だしい「決済」分野について、横断化・柔構造化を進めていきたいと考えております。

例えば、スマートフォンで少額を中心にプリペイド（前払い）とポストペイ（後払い）を組み合わせたシームレスで便利な支払いができるよう、法制の検討をしていきたいと考えております。

また、高額・企業間の決済は、決済の確実な履行の確保が重要であるため、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討をしていきたいと考えております。

もう1つ、金融商品・サービスも、インターネットなどを活用して、商品の特徴や価格について比較検討を行い、自分にあったものを選ぶ時代になりつつあります。

金融特有の機能・リスクに応じた必要な利用者保護は確保しつつ、銀行・証券・保険といった金融サービスについて、利便性の高いワンストップのチャネルの提供を可能とするよう、「横断的な金融サービス仲介法制」の実現に向けた検討をしていきたいと考えております。

（報道関係者入室）

○茂木経済再生担当大臣

それでは、総理から締めくくり発言をいただきます。よろしく願いいたします。

○安倍内閣総理大臣

本日は、最初に、デジタル市場のルール整備について議論を行いました。

世界で流通するデータの量は、近年、急増しています。デジタルプラットフォーム企業は、中小・小規模事業者、ベンチャーや個人の利用者にとって、国際市場などへのアクセスの可能性を飛躍的に高めます。

一方、利用者にとって、個別交渉が困難、規約が一方的に変更される、利用料が高いといった声も聞かれます。このため、取引慣行の透明性や公正性確保に向けた、法制またはガイドラインの整備を図る必要があります。

また、デジタル市場においては、データの独占による競争阻害が生じるおそれがあり、これについても同様の対応が求められます。

デジタル市場の競争政策の調整等を行うためには、高い専門的知見が求められる

とともに、加速度的な変化を遂げつつある中で、スピーディーな対応が可能となるよう、縦割り省庁的発想を脱した新しい体制の整備を進めたいと考えます。

第二に、金融分野について議論を行いました。

現在の銀行、サービス提供者といった業態別の法体系が、新規参入者などによる柔軟なサービス提供の障害となっています。決済を初めとする分野で早期に規制体系を再編成する法案の提出を検討したいと考えます。

これらの諸点について、今年の夏、取りまとめる成長戦略の実行計画において、方針を決定したいと考えています。

茂木大臣をはじめ、本日出席をいただいた麻生金融担当大臣など、関係者において、具体的な検討を進めていただくようお願いいたします。

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○茂木経済再生担当大臣

ありがとうございました。

それでは、本日御議論いただいた方向で、総理のほうからも御発言がありましたように、この夏の成長戦略に取りまとめるべく今後の議論、具体的に進めさせていただきたいと思っております。

お忙しい中、また、中西議員にもテレビ会議で参加していただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもって終了いたします。